

1 事業名

所沢市立児童クラブ条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市立上新井児童クラブは私有地を有償で借り受け運営しているが、地権者から土地の返還を求められたことから、同クラブを廃止するため、所要の改正を行うものである。

なお、これに合わせて、上新井小学校の近隣に新たな民設民営児童クラブを開設できるよう準備を進めている。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、公設児童クラブを廃止する場合には、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

児童福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第48号 所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

別表（第2条関係）

名称	位置
略	
所沢市立小手指児童クラブ	所沢市小手指元町二丁目28番地の8
所沢市立第二上新井児童クラブ	所沢市上新井五丁目36番地の13
略	

別表（第2条関係）

名称	位置
略	
所沢市立小手指児童クラブ	所沢市小手指元町二丁目28番地の8
所沢市立上新井児童クラブ	所沢市上新井五丁目60番地の <u>1</u>
所沢市立第二上新井児童クラブ	所沢市上新井五丁目36番地の13
略	